

地域運営組織推進コーディネーター設置業務委託

実施要領等に関する質問への回答

令和7年6月27日

地域づくり推進課

番号	資料名称	該当ページ	該当行	該当項目	質問内容	回答
1	(資料2) 地域運営組織推進コーディネーター設置業務委託仕様書	2	1	4 (1) イ 「②受託者は、県がコーディネーターとして委嘱する人材を雇用し、指導・管理するものとする。」の箇所	コーディネーターの設置・管理について、ア①～④を全て満たす者を選定し、コーディネーターとして設置することとなっているが、受託団体が設置するコーディネーター以外に、県がコーディネーター委嘱する人材を雇用する場合もあるのか？	コーディネーターの設置については、県と委託事業を受ける事業者等（以下「受託者」という。）とが正式に契約を締結した後、県において委嘱を行うとともに、受託者において設置（雇用）していただくことになります。 また、県と受託者とが契約を締結するに当たっては、審査委員会での委員の意見を踏まえながら、コーディネーターの選定も含め、県と委託候補者の間で改めて協議を行い、契約内容を決めることとなります（企画提案競技実施要領「8（2）契約に係る仕様書等」を参照）。 コーディネーターの人数や候補者については、こうした手順を踏んで決定することになり、それ以外に県が一方的にコーディネーターを委嘱し、受託者に雇用を求めることはありません。 <6月30日 補足> コーディネーターの設置については、既に雇用している方をコーディネーターに充てても構いません。